

淀川水系流域委員会 第 50 回委員会 結果概要

開催日時：2006 年 4 月 24 日（月）13：30～16：10

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場D

参加者数：委員 21 名、河川管理者（指定席）19 名

一般傍聴者（マスコミ含む）191 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
 - ①ダム等の管理に係るフォローアップについて
 - ②河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて
 - ③琵琶湖水位操作の試行とその結果についての説明と質疑
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 「一般傍聴者からの意見聴取の方法」についての意見交換

1. 決定事項

- ・地域別部会長は、5月の各地域別部会で河川管理者から説明して頂く整備内容シートを選び、河川管理者に伝える。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた後、河川管理者より委員異動について報告がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・嘉田委員から委員辞任の申し出があり、平成18年4月18日付で委員委嘱を免じる辞令を交付した（河川管理者）。

3. 審議の概要

①ダム等の管理に係るフォローアップについて

河川管理者より、審議資料1「ダム等の管理に係るフォローアップについて」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・今後の流域委員会の仕事として、規約第2条（3）と規約第2条（5）が含まれていないのはなぜか（審議資料1 P1）。

←今後の流域委員会の仕事には、規約第2条（3）と規約第2条（5）も含まれている。審議資料1の表は、従来の仕事に今後の仕事がプラスされたという意味だ（河川管理者）。

- ・規約第2条（4）には、整備計画が策定されるまでは法律や要領に準じて再評価・事後評価を

行うとしているが、「準じて」とはどういう意味か。また、評価しなければならない事業の総数はどれくらいなのか。

←整備計画が策定されるまでの再評価・事後評価は、事後評価監視委員会が権限を持っており、事業評価監視委員会から意見を頂く。事後評価監視委員会が審議を行うにあたっては、これまでの流域委員会での審議を踏まえた審議を行う。これを「準じて」としている。整備計画策定後は、事後評価監視委員会の権限が流域員委員会に移行する。再評価・事後評価の具体的な数は、今年度はあったとしても1～2件程度だろう。正確な数字は改めてお示ししたいが、何十件もあるものではない（河川管理者）。

- ・フォローアップ制度での事業中のダム（丹生ダム等）の取り扱いはどうなるのか。

←フォローアップ制度は、管理に移行したダムを対象としている。事業中のダムは再評価の対象になり、事業評価監視委員会にて流域委員会の審議を踏まえて再評価を行っている（河川管理者）。

②河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて

河川管理者より、審議資料 2-2「河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートについて」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・整備内容シートに関しては、地域別部会が中心となって審議して頂きたい。ただ、地域別部会で全ての事業をカバーするのは難しいので、部会長は、地域別部会で説明する事業を選び、河川管理者に伝えて頂きたい（委員長）。
- ・整備内容シートの各事業は、進捗率等の数値によって定型化されているのか。
 - ←計画がきちんと実行に移され、予定通りに進むのかどうか。進まないならどこに原因があるのか。そういったことをチェックしてもらうことで、計画が適切に進んでいくと考えている。個々の事業の進捗状況を「これは進んでいる。これは進んでいない」とチェックしてもらうというのは、少し意味合いが違うのではないかと個人的には考えている（河川管理者）。
- ・事業の全体像として、どこに目標を置き、どの程度事業が達成されているのかがわかりにくい。追加的な説明資料を請求してもよいのか。
 - ←必要な追加資料は用意する。こういった観点からの資料が必要なのか、ご意見を頂ければと思っている（河川管理者）。
- ・整備内容シートは地域別部会で審議するとのことだが、利水に関する事業はどうするのか。
 - ←「住民参加」についても同様だが、各地域で共通する事業や技術的な問題についてはテーマ別部会で検討し、各地域に関連する事業は地域別部会で審議をお願いしたい（委員長）。
 - ←テーマ別部会でも整備内容シートについて審議しないといけない。例えば、河川レンジャー制度については、各河川事務所での取り組みを地域別部会で説明してもらい、制度の改善については住民参加部会で検討していく必要がある。
- ・現地視察は可能なのか。整備内容シートは適宜更新されるのか。

←必要であれば、ぜひ現地をご覧頂きたい。整備内容シートは適宜更新していくが、今回、進捗点検にあたってご意見を頂く「時点」としては、3/22に説明した整備内容シートに対してご意見を頂きたい（河川管理者）。

③琵琶湖水位操作の試行とその結果についての説明と質疑

河川管理者より、審議資料3「琵琶湖水位の移行操作（試行）とその結果について」を用いて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・「操作規則」という縛りの中で努力されていることはよく分かるが、「操作規則」そのものの検討はなされていないと思う。委員会では、「本来の水位操作はどうあるべきか」という原点に戻って水位操作を検討していきたい（委員長）。
- ・新旭町や湖北町でフナ類の産卵数が平成16年度と平成17年度で大きく違っているのは何故か。
 - ←原因はまだよく分かっていない。一般的にはフナ類は降雨後に産卵するとされており、このことから類推すれば、昨年度は降雨が少なかったために産卵機会に恵まれなかったのではないかと思う。このため昨年度は十分な結果が得られなかったため、水陸移行帯WGには、今年度の結果を見た上で検討して頂きたいと考えている（河川管理者）。
 - ←地域による生残率の違いは、おそらく湖岸形状の違いによるものと思われる。新旭町は湖岸形状が凸凹していて陸地側に水が貯まりやすいため、水位が下がっても完全に干上がることが少なく、生残率が高い。湖北町は凸凹が乏しいため、干出面積が大きくなり、生残率が高くないと思われる。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ、2名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・平成17年度の整備内容シートを見る限り、これまでの内容とほぼ同じだ。委員や一般の意見が反映されていないのは、消極的すぎるのではないか。例えば、堤防の越水対策については何度も意見を述べてきたが、整備内容シートには盛り込まれておらず、取り組みの進度も全く見えない。新たに出てきた問題についても、新しい項目として盛り込んで欲しい。
- ・流域委員会を企図した3人の河川管理者は、改正河川法を積極的に解釈したのみならず、その限界を超えてしかるべしと考えていた。今後何ヶ月間は、提言「新たな河川整備を目指して」の高い志を実現できるかどうかの正念場となるが、委員には、彼らの思いを改めて思い起こして頂きたい（参考資料1 No.695）。また、パンフレット「新たな河川整備を目指して」P19～22の基礎原案に対する委員会意見書の取り扱いは、重要な指摘を抹消して、違う意味にしているだけではなく、河川管理者の責任を和らげるような表現に変え、委員会の重みのある意見を省くように意図されているように思える。他にも、「浸水被害の軽減」が「解消」となっていたり、「軽減」が「解消」に書きかえられている箇所がある。委員会の対応が必要だ。

5. 「一般傍聴者からの意見聴取の方法」についての意見交換

住民参加部会長より、意見交換資料1「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」を用いて、今後の流域委員会における一般からの意見提出と配布および一般傍聴者からの意見聴取に関する提案について説明がなされた後、一般傍聴者を交えた意見交換がなされた。主な意見交換は以下の通り。

- ・流域委員会は、準備会議の段階から一般意見を大事にしてきている。これを変更するつもりはなく、一般意見を制限するつもりもない。今後、効率よくご意見を聴くためにどうすればよいかという視点で意見交換をしたい（委員長）。
- ・委員会への意見提出ルールとして、「A4で3枚（6ページ）」となっているが、1人3枚なのか、1項目3枚なのか。また、委員の意見提出も一般と同じルールなのか。
 - ←委員の意見提出も一般も同じルールだ。
 - ←「1項目あたりA4で3枚」だと考えている。何項目にもわたって意見を出せるのであればぜひ出してもらいたい（委員長）。
- ・委員会の提案は、「一般傍聴発言希望記入用紙に書かなければ発言できない」とも読めるが、他人の意見に触発されて急に意見を言いたくなる場合もある。機械的な対応ではなく、柔軟な対応が必要だ。
- ・委員会の提案は、実質的には一般からの意見提出の制限になる。特に、「A4で3枚以内」では意見を出しにくい。枚数制限にいったいどれほどの意味があるのか。また、意見交換資料1には「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障を生じている」という記述があるが、どれほどの支障を来したというのか。具体例を挙げて頂きたい（一般傍聴者）。
 - ←例えば、参考資料1の一般意見には重複する部分もあった。重複する内容については「過去の資料を参照してください」という但し書きでもよかったではないか。意見提出枚数制限は、意見の中身にもよるが、今回の提案はあくまで「原則」という形でのお願いだ（委員長）。
 - ←委員会には、流域住民の意見を積極的に採り上げていく姿勢が必要だ。重複配布資料については、河川管理者も何度も同じ資料を配付しており、配布方法で改善できる（案内はがきによる事前連絡等）。積極的に一般意見を採り上げるための提案がないまま、一般意見提出を制限すべきではない（一般傍聴者）。
- ・本日の参考資料1には、意図のわからない一般意見が提出されている。河川管理者や委員だけでなく、一般意見提出者にも提出資料についての説明責任がある。無駄な意見は載せるべきではない。意図のわからない一部の意見によって、他の一般から意見提出や発言機会が失われているのであれば、確かに流域委員会の審議にとって大きな損失だろう（一般傍聴者）。
 - ←河川法改正は、住民意見の反映が趣旨だが、それが実現できていない。河川管理者からも中央本省での議論の報告がなされていない。河川管理者も流域委員会も住民への説明責任が果たせていない。マスコミ資料の説明も不十分だ。そういうこともあり、一般意見として新聞記事等を提出している。参考資料1として掲載するかどうかは、委員会と庶務で選

定すればよい（一般傍聴者）。

- 一般意見を規制するつもりは全くない。「委員会としていかに一般意見を参考にすればよいか」というのが、今回の提案の意図だ。委員会としてふさわしい一般意見の取り扱いについて検討してゆきたい。特にはじめて来られた一般傍聴者のご意見を聴きたいと思っている。本日頂いたご意見やアンケート結果を踏まえて運営会議で最終案を検討し、次回の委員会で諮りたい。承認されれば、次々回の委員会から実行する（委員長）。

以上